

## 第16期第2回青森県生涯学習審議会 会議概要

日時	令和5年2月13日(月) 13:30～15:30
場所	青森県庁東棟5階 中会議室
出席者	<p>《 委員 》 敬称略14名          三上 菜穂子 小笠原 一恵 阿彦 正弘 米田 大吉          小寺 将太 中村 伸二 田名部 由香 工藤 貴子          大木 えりか 松浦 淳 越村 康英 山崎 結子          小笠原 秀樹 岩本 美和</p> <p>《 事務局 》 10名          渡部 泰雄(生涯学習課長) 北風 州康(学校地域連携推進監・課長代理)          工藤 奈保子(生涯学習課 企画振興グループ 総括主幹)          高井 和紀(学校教育課 課長代理) 他6名</p>
内容	<p>1 開 会          2 案 件          (1) 講演「障害者の生涯学習に関する取組について」          講師 国立市教育委員会 教育部 公民館(生涯学習課社会教育・文化芸術係兼任)          主査(社会教育主事) 井口 啓太郎 氏          (2) 「障害者の生涯学習に関する推進方策」に係る現状や課題等について          ① 本県の特別支援学校卒業後の主な進路先について          ② 本県の取組について          ③ 本県以外の都道府県の取組について          ④ 本県及び全国の市町村の取組について          ⑤ 民間団体の取組について          ⑥ その他          (3) その他          3 閉 会</p>
	<p>&lt;資料&gt;          1 本県の特別支援学校卒業後の主な進路先について(令和3年度)          2—① 本県の障害者の生涯学習に関連する主な事業の概要(令和4年度)          ② 本県以外の都道府県における障害者の生涯学習に関連する取組事例(令和4年度)          3—① 本県の公民館における障害者の事業の実施状況について(令和3年度調査)          ② 市町村公民館における障害者の生涯学習に関連する取組事例          4 民間団体による障害者の生涯学習に関連する取組事例          5 令和4年度生涯学習・社会教育総合調査研究事業実施要項</p>

配 付 資 料	<p>6 青森県生涯学習審議会・青森県社会教育委員の会議スケジュール</p> <p>《参考資料》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第16期青森県生涯学習審議会への諮問</li> <li>2 第1回会議における意見の整理</li> <li>3 障害者手帳の交付状況について</li> <li>4 「障害」に係る「がい」の字に対する取扱について（表記を改めている都道府県・指定都市）</li> <li>5 平成30年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」の概要</li> <li>6 みらいつくり大学について</li> <li>7 やまもとこぐまサロン2022について</li> <li>8 スウプノアカデミアについて</li> </ol>
------------------	--

## 会 議 の 内 容

### 1 開 会

(内容省略)

### 2 案 件

会長 まずは、案件（1）講演について事務局より説明をいただきたい。

(事務局から説明、講師紹介)

講演	「障害者の生涯学習に関する取組について」
講師	国立市教育委員会 教育部 公民館（生涯学習課社会教育・文化芸術係兼任） 主査（社会教育主事）井口 啓太郎 氏

(講演終了後)

会長 質疑応答としたい。講師への質問や感想をお願いしたい。

委員 2点質問がある。

1点目は、障害者数について、在宅と施設別で分けられているが、グループホームやケアホームの利用者は、在宅か施設入所のどちらにカウントされているか。2点目は、障害者青年学級の取組について、対象年齢である18歳以降の利用を促進するためには、在学中の児童生徒への周知が非常に大切になってくると思われるが、どのように行われているのか伺いたい。

**井口氏** 1点目に関しては、厚生労働省は、障害者の生活を地域に移行する取組を進めており、その流れからグループホームやケアホームの利用者は在宅に分けられると推察される。2点目に関しては、18未満の児童生徒への周知は課題となっている。重要なことは、特別支援学校の卒業段階で適切な情報提供がなされていることと、福祉に関する相談窓口で、生涯学習、社会教育の情報がきちんと提供されることである。

なお、国立市の場合は、市内に特別支援学校がなく、一番近い特別支援学校が隣の府中市にある。そこで、府中市にある特別支援学校に、学校卒業後に国立市で利用することができる障害者青年学級の情報を掲載したマップを配布している。マップを見て卒業後すぐに連絡をもらうこともあれば、卒業から数年経ち生活環境が変化し、友人や仲間が必要となった時に連絡をもらうこともある。

**委員** 障害者の生涯学習事業は、県や市町村等の自治体が事業を展開していくことが重要であると思うが、そのためには予算が必要となってくる。国立市の障害者の生涯学習に関する予算はどれくらいか。

**井口氏** 国立市は、障害者の生涯学習に関して大きく2つの部門があり、1つは先ほど紹介した公民館主催の「しょうがいしゃ青年教室」事業である。予算は200万円弱となっており、内訳は4分の3は講師等への謝金となっており、残りはバス遠足の際のバスの借上料や活動記録集の印刷製本費等となっている。もう1つが教育委員会事務局で障害児の学校外での活動を支援する予算を60～70万円計上しており、団体に委託して事業を実施している。

**会長** 障害者の生涯学習の推進を考えていく際、障害の種類、程度などに配慮しながら全ての障害者が等しく利用できることが前提になるが、一方で前回の審議の中で障害の範囲についてどこまでを対象とすべきなのかという話も出ている。例えば、学びの制約を受けやすい知的障害者に焦点を当てながら議論を進めていくという方法もあると思われるが、この点において文部科学省での議論の内容や他の自治体での実践例があれば伺いたい。

**井口氏** 私個人の認識の範囲での回答となるが、平成29年に出された大臣メッセージでは、文部科学省は特別支援学校を卒業した18歳以降の学びの場について念頭に置いていることが分かる。特別支援学校の卒業生の状況としては、9割弱に知的障害があり、大学への進学が難しいため、障害者の生涯学習という政策が構想されたと考えている。文部科学省としては、知的障害のある方の18歳以降の学びの場、特に学校から社会への移行期について、手立てを講じなければならないという問題意識を持っている。一方で、知的障害のある方に限った施策だけではなく、読書バリアフリー法という法律も成立している。これは主に視覚障害のある方や、上肢に肢体不自由障害のある方に向けた読書活動の推進という障害者の生涯学習政策の一環で法律ができており、重要な法律であると認識している。

つまり、知的障害のある方たちの学びの場をどう構想するかと、身体障害のある方たちに向けて合理的配慮によって実現できる学びの場という二つの方向性があるのではないかと考えられる。

**会長** 時間となったので、質疑応答はここまでとしたい。

(休憩)

会長 案件(2)「障害者の生涯学習に関する方策に係る現状と課題」について事務局より説明いただきたい。

(事務局から説明)

会長 前回の会議の中で質問のあった障害者手帳の交付状況と研修の状況については、今の説明でよいか。

(委員からの異議無し)

会長 事務局の説明について、質問や意見をいただきたい。

委員 生涯学習においては、主体性に基づく学びの機会であるという考え方が大切である。しかし、知的障害や発達障害のほかに、診断名はついていないが人とコミュニケーションをとることが難しい場合などは、自分の考えを表明することが難しく、主体性をどのように育んでいくかを考える必要がある。障害のある人は、特に自分が体験したことがないことを判断することが難しく、その場合は好き嫌いなどをうまく表現することができないので、学齢期の段階から多様な経験や人とのコミュニケーション経験を積むことが大切である。

会長 障害者の生涯学習に関して、どのような生涯学習の機会を提供するかという議論に終始しがちであるが、その前に障害者の主体性をどのように育んでいくのか、障害者がニーズを表現しやすい環境をどのように整えていくのかというところに焦点を当てながら議論を進めていかなければいけないという発言は、まさにそのとおりである。

委員 当事者の主体性は大切である。知的障害のある方を対象とした施設での勤務経験から、障害者本人に代わって施設の職員や保護者が決めてしまうことが多く、その場合はなかなか主体性が育まれづらい。

会長 主体性を育むために学校教育が果たす役割は大きく、特に学校卒業後の障害のある方に、生涯学習の場をどのように提供していくかについては、主体性の尊重と場の提供が歯車のようにかみ合うことで、障害者の生涯学習が推進していくと感じた。学校に通っている段階から主体性を育むことの重要性について議論が進んでいるが、学校教育での現状を伺いたい。

委員 小学校ではまさに子供たちの可能性を広げるための教育をしている。小学校段階から主体性を育む教育を大切にすることが重要であるという議論から、今までの教育で大切にしてきたことは間違っていないことを実感した。また、小学校6年間は子供たちが生涯学習の基礎を学ぶ時期であることを教師が自覚することが大切である。子どもたちにたくさんの経験を積ませ、自分の可能性を広げることや自分の好きなものを探すことに取り組んでいきたい。

これらのことを実践するための計画として教育課程がある。本校では通常学級のほかに、特別支援学級として知的障害学級と自閉症・情緒障害特別支援学級があり、そ

れぞれ教育課程がある。特別支援学級に在籍していても、可能な限り協力学級と呼ばれる通常学級で一緒に行動するようにしており、たくさんの交流の中から子どもの可能性を伸ばすことを目指している。また、知的障害学級と自閉症・情緒障害特別支援学級では、自立活動の中で買い物や人の心を押し量る学習等を行っている。

**委員** 特別支援学校では、共生社会を目指して特別支援学校の小・中学部に通っている子どもが、自分が住んでいる地域の市町村立の小・中学校に副次的な学籍を置いて交流を行っており、同じ年齢の子供が同じ場所で学ぶことで共生社会につながっていくと考えている。また、青森県特別支援学校総合スポーツ大会では、サッカーやバレーボール、ボッチャなどの競技を開催しており、卒業後も生涯学習としてスポーツを続けるきっかけになると考えている。さらに、特別支援学校技能検定・発表会では、職業技能部門では清掃や接客サービス、パソコン入力、コミュニケーション部門ではプレゼンテーション発表やパフォーマンス発表を行っており、社会参加や自分の考えを伝えることにつながっている。

**会長** 生涯学習は、学校卒業後や学校教育以外の部分で考えがちになるが、学校教育とつなげて議論していくことが大切であり、今後も、この視点を大事にしていきたい。

**委員** 先ほど、特別支援学校を卒業する段階で適切な情報提供がなされていることが大事であるという話があったが、自分の子どもが通う特別支援学校では、外部団体からのお知らせが配布されないことがある。このままでは、学校卒業後にどのような生涯学習の機会があるのかという情報が不十分なまま卒業してしまう可能性があるので、せめて卒業が近い段階で生涯学習に関する情報を提供してほしい。

**委員** 今までの議論で、障害者の生涯学習を推進する上で、主体性を大切にすることが重要であるという話が出たが、これは障害のある方に限った話ではなく、健常者にとっても大事な話である。小学校段階から障害の有無に関わらず個性や主体性を伸ばしていくことは、青森県の将来を担う貴重な人材の育成にもつながることであり重要である。

**委員** 障害の重い方や強度行動障害がある方にとって、どのように学びの場に参加するかは非常に難しい問題である。知的障害者の生涯学習について考えると、障害の程度や種類は多様化しており、対応を絞り込むことは難しい。知的障害者を支援する現場では、意思決定支援が重要視されている。これは以前から取り組まれてきていることであり、言葉がない場合は、表情やしぐさから総合的に判断して、彼らが望む生活について考えてきた。また、合理的配慮に関して、身体障害者や視覚障害者は、段差の除去や移動の支援等のイメージを持ちやすいが、強度行動障害やこだわりが強い場合には、時には物を破壊するような行動をする場合など、社会から理解されにくい面があり、特に障害が重い方が学びの場に参加する際のネックになっている。障害の多様化を踏まえた上で、障害者の生涯学習に一定の方向性が出されると、障害が重い方にとっても生活しやすい環境ができるのではないかと。

**委員** 今の話から、障害のある方の生涯学習を進めるためには、周囲にいる我々が勉強しなければならないと感じた。主体性に関しては、先ほどの意見のとおり障害の有無に関わらず主体性を伸ばしていくことが重要である。また、先ほど自治体での予算の話

が出たが、障害者に限定すると予算も限られてくるが、障害の有無に関わらず、全ての児童生徒に関わる取組だと考えると使える予算は増えてくる。今までの議論から大切だと感じることは、障害者が生涯学習に参加しやすくなるために、地域の人たちが勉強して意識を変えていく必要があることである。

**会長** 前回の議論の中で、障害の「害」の字をひらがな表記として欲しいという意見が出されたので、議論したい。表記に関しては、漢字のほかにひらがな表記の都道府県もあれば、国立市では「障害者」を全てひらがな表記としており、それぞれの表記にはそれぞれの思いや考えがあり、どれが正しいということはない。そこで、もう一度提案した意図を伺いたい。

**委員** 「害」の字の意味や受けるイメージが良くないことから、「障害」の「害」の字を漢字ではなくひらがなで表記してほしいと提案した。

**会長** 特に異論がなければ、今の意見を尊重して、当審議会では今後「害」をひらがな表記とすることとしたいが賛同いただけるか。

(委員からの異議無し)

**会長** 併せて、表記に関して「障害のある」「障害を持つ」という表記があるが、厳密には意味が変わってくる。審議会での表記としてどのようにすべきか意見を伺いたい。

**委員** 英語表記では、disabilityの接続詞はwithであり、「障害のある」と訳される。

**会長** 障害の個人モデルと社会モデルという考え方があるが、今までの議論から本審議会では、社会における様々な障壁によって障害が生じるといういわゆる「社会モデル」の考え方が合致してくるので、「持つ」ではなく「ある」という表記がふさわしいと思われる。

**会長** 後半の議論をまとめると、第16期青森県生涯学習審議会としては、今後障害の「害」の字はひらがなで表記すること、「障害のある」という表記とすることを確認したい。

**会長** それでは、案件(3)その他に入る。事務局からアンケート調査及び今後のスケジュールについて説明していただきたい。

(事務局から説明)

**会長** その他、意見が無ければこれで今日の会議を終了とする。

### 3 閉会

(内容省略)